

令和7年10月香川県広域水道企業団議会定例会議案

香川県広域水道企業団

令和 7 年 10 月香川県広域水道企業団議会定例会議案一覧

第 1 号	香川県広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例議案	1
第 2 号	和解による損害賠償の額の決定について	2
第 3 号	専決処分事項の承認について（香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例）	3
第 4 号	専決処分事項の承認について（損害賠償の額の決定について）	5
第 5 号	令和 6 年度香川県広域水道企業団水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金等の処分について	6
第 6 号	令和 6 年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分について ..	7

予 算 外 議 案

(第 1 号 ～ 第 6 号)

第1号

香川県広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の
資格基準を定める条例の一部を改正する条例議案

香川県広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（布設工事監督者の資格） 第3条 略 （1）～（10） 略 （11） 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第37条第1項及び第2項</u>に規定する土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。 （水道技術管理者の資格） 第4条 略 （1）～（7） 略 （8） 建設業法施行令<u>第37条第1項及び第2項</u>に規定する土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。	（布設工事監督者の資格） 第3条 法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1）～（10） 略 （11） 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）<u>第34条第1項及び第2項</u>に規定する土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。 （水道技術管理者の資格） 第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1）～（7） 略 （8） 建設業法施行令<u>第34条第1項及び第2項</u>に規定する土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第2号

和解による損害賠償の額の決定について

広域送水管理センター東側の管理道路上における自転車事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第96条第1項第12号及び第13号並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項の規定により、次のとおり議会の議決を求める

記

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
県内在住 A	4,393,340円

2 事故の概要

(1) 発生年月日

令和6年11月20日

(2) 発生場所

坂出市府中町1265番地1地先

(3) 発生の概要

広域送水管理センター東側の管理道路において、道路を横断する水路上の2枚のグレーチングの間に発生した隙間に相手方が運転する自転車の前輪が入って転倒したことにより、相手方に損害が生じたもの。

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条の規定により、令和7年9月9日次のとおり専決処分したことを報告し、その承認を求める。

記

香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和7年香川県広域水道企業団条例第6号）
香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給与の減額） 第23条 略 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の企業長が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内で企業長が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他企業長が定める者で負傷、疾病又は老齢により企業長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、企業長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月（香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第13号）第13条の規定により採用された職員（第29条第2項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、企業長が定める期間）を超え	（給与の減額） 第23条 職員が勤務しないときは、時間外勤務代休時間（企業長が時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間として指定した勤務時間をいう。）、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき企業長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部（<u>2時間を超えない範囲内の時間に限る。</u>）について勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が大学その他の企業長が定める教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内で企業長が定める期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他企業長が定める者で負傷、疾病又は老齢により企業長が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、企業長が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月（香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第13号）第13条の規定により採用された職員（第29条第2項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあって

ない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は子育て部分休暇（当該職員（地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）を除く。）がその小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（同法第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

は、企業長が定める期間）を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は子育て部分休暇（当該職員（地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）を除く。）がその小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日まで間にある子（同法第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を養育するため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条の規定により、令和7年3月26日次のとおり専決処分したことを報告し、その承認を求める。

記

損害賠償の額の決定について

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損害賠償の相手方	損害賠償額
県内在住 A	6,091,713円

2 事故の概要

（1）発生年月

令和5年12月24日

（2）発生場所

三豊市財田町財田上3241番地地先

（3）発生の概要

職員が運転する公用車が交差点に進出し右折する際、前方に停車していた相手方車両に衝突し損傷させ、乗車していた相手方を負傷させた。

第5号

令和6年度香川県広域水道企業団水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金等の処分について

令和6年度香川県広域水道企業団水道事業会計の決算は、別冊令和6年度香川県広域水道企業団水道事業会計決算書のとおりにつき、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、香川県広域水道企業団監査委員の意見を付けて議会の認定を求めるとともに、同法第32条第2項及び第3項の規定により、香川県広域水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金等を次のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

香川県広域水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金1,807,431,619円のうち、989,337,680円を資本金に組み入れ、734,846,583円を減債積立金に、78,311,115円を建設改良積立金に、4,936,241円を他団体借入金償還積立金に、それぞれ積み立てる。

また、非償却資産の除却による資本剰余金減少相当額11,846,633円を資本金に組み入れる。

令和6年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の決算の認定及び未処分利益剰余金の処分について

令和6年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の決算は、別冊令和6年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計決算書のとおりにつき、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、香川県広域水道企業団監査委員の意見を付けて議会の認定を求めるとともに、同法第32条第2項の規定により、香川県広域水道企業団工業用水道事業会計未処分利益剰余金を次のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

香川県広域水道企業団工業用水道事業会計未処分利益剰余金319,681,758円のうち、171,049,996円を資本金に組み入れ、63,671,469円を減債積立金に、34,960,293円を建設改良積立金に、50,000,000円を他団体借入金償還積立金に、それぞれ積み立てる。

